

電気契約種別定義書

実質再エネプラン

沖縄電力エリア【低圧】

令和7年7月1日実施

株式会社エネワンでんき

目次

1	適用	1
2	実施期日	1
3	本定義書の変更	1
4	定義	1
5	単位および端数処理	1
6	環境価値の提供	1
7	電源構成	1
8	電灯需要	2
9	電力需要	4
10	日割計算	5
11	その他	6
	別表	7

1 適用

- (1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は、株式会社エネワンでんき（小売電気事業者登録番号 A0015、以下「当社」といいます。）の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。
- (2) 本定義書は次の地域に適用します。ただし、電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。

沖縄電力株式会社の供給区域	沖縄県
---------------	-----

2 実施期日

本定義書は、令和 7 年 7 月 1 日から実施いたします。

3 本定義書の変更

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、供給約款 2（本約款等の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲示します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行なう場合は、供給約款 2（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

4 定義

供給約款 3（定義）に定義される言葉は、本定義書においても同様の意味で使用いたします。

5 単位および端数処理

供給約款 4（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は、本定義書においても同様といたします。

6 環境価値の提供

環境価値とは、お客さまが使用される電気の二酸化炭素排出量を零とする価値をいい、当社は、供給約款 19（使用電力量の算定）(1)にもとづくお客さまの使用電力量に応じて、再生可能エネルギー由来の非化石証書が有する環境価値を付加することにより、当該電気の二酸化炭素排出量を零といたします。

なお、非化石証書とは、一般社団法人日本卸電力取引所の運営する非化石価値取引市場で取引される非化石証書といたします。

7 電源構成

当社は、供給した電気の電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を、当社 WEB サイトへの掲載などの電磁的方法によりお客さまへお知らせいたします。

8 電灯需要

(1) 実質再エネ 300 プラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 電灯または小型機器の総容量（託送約款等の定めによります。）に次の係数を乗じてえた値が 50 キロワット未満であること

最初の 50 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

- (ロ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、(イ)により算定される値と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の値が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

八 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 料金

料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額、供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額および供給約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘにより算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたします。

電力量料金	定額料金	1 契約につき最初の 300 キロワット時まで	13,595 円 00 銭
	従量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	48 円 47 銭

ホ その他

変圧器等を介して、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、供給契約を解約することがあります。この場合、供給約款 33（違約金）に定める違約金を申し受けます。

(2) 実質再エネ 500 プラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 電灯または小型機器の総容量（託送約款等の定めによります。）に次の係数を乗じてえた値が 50 キロワット未満であること

最初の 50 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

- (ロ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、(イ)により算定される値と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の値が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 料金

料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額、供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額および供給約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へにより算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたします。

電力量料金	定額料金	1 契約につき最初の 500 キロワット時まで	23,080 円 00 銭
	従量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	47 円 81 銭

ホ その他

変圧器等を介して、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、供給契約を解約することがあります。この場合、供給約款 33（違約金）に定める違約金を申し受けます。

9 電力需要

実質再エネ動力プラン

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること

ロ 1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、電灯または小型機器の総容量（託送約款等の定めによります。）に次の係数を乗じてえた値と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること

最初の 50 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

ただし、1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの値が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとなることがあります。

(3) 契約電力

イ 契約電力は、原則として、契約主開閉器の定格電流にもとづき、供給約款別表 4（契約電力の算定方法）により算定された値といたします。ただし、契約主開閉器で契約電力を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。

ロ 電気の使用実態に応じ、イで定めた契約電力が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約電力の変更をすることができるものとします。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、供給約款別表 2（燃料費調整）(1)木によって算定された燃料費調整額および供給約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へにより算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,314 円 04 銭
-----------------	--------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の季節別の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量		夏季料金	その他季料金
第1段階 料金	最初の[契約電力×70]キロワット時までの1キロワット時につき	33 円 49 銭	32 円 10 銭
第2段階 料金	[契約電力×70]キロワット時をこえる1キロワット時につき	43 円 01 銭	43 円 01 銭

ハ 省エネ割引

省エネ割引は、1月の使用電力量が契約電力 1 キロワットあたり 50 キロワット時以下である場合に、契約電力 1 キロワットにつき以下の省エネ割引単価を用いて算定いたします。契約電力が 0.5 キロワットの場合の省エネ割引は、契約電力が 1 キロワットの場合の省エネ割引の半額といたします。

使用電力量	省エネ割引単価
[契約電力×50]キロワット時以下のとき 契約電力 1 キロワットにつき	50 円 00 銭
[契約電力×50]キロワット時をこえるとき	適用対象外

(5) その他

契約主開閉器を無断で取り外す、交換する等の行為や変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用する等の行為は不正利用となり、解約することがあります。この場合、供給約款 33（違約金）に定める違約金を申し受けます。

10 日割計算

(1) 当社は、供給約款 20（料金の算定）(1)イまたはロの場合は、供給約款 21（日割計算）に関わらず、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金は、別表（実質再エネプランの日割計算式）(1)イにより日割計算いたします。

ロ 電力量料金は、別表（実質再エネプランの日割計算式）(1)ロにより日割計算いたします。

ハ 省エネ割引は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし、省エネ割引適用区分については、別表（実質再エネプランの日割計算式）(1)ハにより日割計算いたします。

ニ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。

- (2) 供給約款 20（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、終了日を除きます。

11 その他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

別表

実質再エネプランの日割計算式

(1) 実質再エネプランの日割計算式は、次の通りといたします。

イ 基本料金の日割計算

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

ロ 電力量料金の日割計算

(イ) 定額料金の日割計算

イに準ずるものといたします。

(ロ) 定額料金を適用する電力量区分の日割計算

a 実質再エネ 300 プラン

$$\text{定額料金適用電力量} = 300 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

b 実質再エネ 500 プラン

$$\text{定額料金適用電力量} = 500 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

ただし、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ は小数点以下第3位で切り捨ていたします。

なお、aおよびbにおける定額料金適用電力量とは、(イ)により算定された定額料金が適用される電力量をいい、その単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で切り上げいたします。定額料金適用電力量をこえる電力量は、従量料金を適用いたします。

(ハ) 第1段階料金を適用する電力量区分の日割計算

$$\text{第1段階料金適用電力量} = [\text{契約電力} \times 70] \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

ただし、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ は小数点以下第3位で切り捨ていたします。

なお、第1段階料金適用電力量とは、実質再エネ動力プランの使用電力量のうち、第1段階料金が適用される電力量をいい、その単位は1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で切り上げいたします。第1段階料金適用電力量をこえる電力量は第2段階料金を適用いたします。

ハ 省エネ割引適用区分の日割計算

$$\text{省エネ割引適用電力量} = [\text{契約電力} \times 50] \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

ただし、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ は小数点以下第3位で切り捨ていたします。

なお、省エネ割引適用電力量とは、実質再エネ動力プランの省エネ割引が適用される基準となる電力量をいい、その単位は1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で切り上げていたします。

- (2) 電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の(1)イからハという暦日数は、次のとおりいたします。

イ 電気の供給を開始した場合

電気の供給を開始した日が含まれる計量期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数といたします。

ロ 供給契約が終了した場合

供給契約が終了した日の前日が含まれる計量期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数といたします。

- (3) 供給約款 19（使用電力量の算定）(5)の場合に、電気の供給を開始し、または供給契約が終了したときの(1)イからハという暦日数は、(2)に準ずるものといたします。